

山形県内の地域若者サポートステーションにおける 取組の意義と今後の課題（２）

下村 一彦

サポステ運営２年目を迎えるNPOwith優を対象に、置賜サポステの成果、独自事業も含めた現在の取組、法人の運営状況を分析した。移転により交通アクセスが改善し、地域の若者支援ネットワークが機能し始める中で順調に成果を伸ばしている。また、フリースクールでの短期宿泊事業や生活保護世帯への支援など、新規の取組の発展も期待されるが、合わせて、スタッフの負担軽減や独自事業による運営の安定化などが課題である。

はじめに

前稿では、ひきこもり・ニートの最初の総合相談窓口として、また地域の支援機関ネットワークの核として期待される地域若者サポートステーション（以下、サポステと表記する）について、山形県内で2010年度に設置されていた庄内サポステと置賜サポステの取組を整理した上で、両サポステの特徴、意義と課題を考察した⁽¹⁾。

ところで、前稿においても若者自身、及び若者を取り巻く状況の厳しさを概観したが、約１年が経ち新たな指標が公表されている。まず、ニート（15～34歳）は2010年では60万人で、前年比3万人減となっているが、同年齢のフリーターは前年比5万人増の183万人となっている。また、2010年の雇用では、15～24歳の完全失業率が、前年よりも0.3%上昇し9.4%、25～34歳が、前年より0.2%低下して6.2%となっている（全体は前年と変わらず5.1%）。年長の若者の完全失業率は改善しているが、同年齢のフリーターが前年比で6万人増加しており、不安定な状況の若者は依然として多い。次に、2011年3月卒業予定者の就職内定率をみると、大卒は過去最低の91.0%（2011年4月1日現在）、高卒は前年より1.3%上昇したものの95.2%（2011年3月末現在）となっており、引き続き厳しい雇用情勢となっている⁽²⁾。

以上のように若者の厳しい状況が続く中であって、＜表1＞に示したようにサポステ事業は2009・2010年度も着実に成果を伸ばしている。それにより、2011年度には新たに10施設が設置され、山形県でも、不登校・ひきこもり支援を行ってきたNPOの発達支援研究センターが2011年6月から山形市にやまがたサポステを設置し、県内3

カ所体制となっている⁽³⁾。

＜表1：地域若者サポートステーションの年度別推移＞

年 度	2007	2008	2009	2010	2011
設 置 数	25	77	92	100	110
来所者数(万人)	14.4	20.2	27.4	36.4	(36.0)
進路決定者(人)	—	2,925	4,660	<3,341>	(7,800)
進 路 決 定 (%)	26.8%	28.0%	32.8%		
予算額(百万円)	1,970	1,946	2,231	2,026	2,025
執行額(百万円)	1,163	1,513	1,953	1,975	

※来所者数は延べ人数で、2011年度は見込み数（2010年度の見込みは29万人だった）

※進路決定は、利用開始から6か月経過時点の就職等進路決定者を指し、2010年度は9月末までの数値で、2011年度は目標値。

※2012年度も2,027百万円の予算要求がなされている。

※本表は、前稿14頁掲載の表に、厚生労働省「行政事業レビューシート事業番号818」

（http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0818.pdf：2011年12月13日アクセス）の情報を加えて作成したものである。

新設のやまがたサポステの取組や、県全体の支援ネットワークなどの研究も求められるのだが、それらは稿を改めることとし、本稿では、置賜サポステに関して以下の3点を論じる。1つは、昨年度と今年度のこれまでの成果、もう1つは、運営法人の独自事業も含めた現在の取組、最後に、受託団体であるNPO（特定非営利活動法人）With優の運営状況である⁽⁴⁾。置賜サポステに関してこの3点を整理、分析する理由は主に次の3点がある。

1点目は、前稿を補完する意味でも、年度単位の委託事業における初年度の成果を検証しておきたいからである。2点目は、置賜サポステは2011年度から移転し、新たな施設で運営しており、初年度の課題解決の状況を検証したいからである。3点目は、公設民営の若者支援機関の運営に関する視座を得るためである。増設傾向にあるサポステの受託団体の多くはNPOである。支援ノウハウや地域との繋がりを持つNPOはサポステ事業に不可欠である一方、NPOの運営は大変厳しいことが知られている。サポステ事業の継続的発展を探る観点から、運営主体の財務やスタッフの現状を把握する意義は大きいと考える。

第1章 置賜若者サポートステーションの成果

本章では、置賜サポステのこれまでの成果を検証する。まず、2010年度の成果は、厚労省の設定目標に則してまとめると＜表2＞のようになる⁽⁵⁾。

置賜サポステでは、受託初年度の目標設定に際し、独自事業での実績に基づき、厚労省の設定よりもそれぞれ20%高い目標を設けていた。結果として独自目標は達成できなかったのだが、厚労省の設定値はクリアする中で、特に進路決定率43.2%は、比

較可能な2009年度の全国のサポステ平均の32.8%＜表1参照＞を10ポイント以上上回っている。年度途中の開所ということもあり、来所者数や母数となる登録者数では他のサポステと比べて多いとはいえないが、毎月約10名の利用登録者があり、決して支援対象者は少なくない中で、評価されるべき成果といえる。

＜表2：2010年度の目標と成果＞

目 標	厚労省	置賜独自	置賜実績
来所者数（1日平均延べ人数）	設定なし	15名以上	11名(注1)
就職等に結びつく方向に変化した若者	60%以上	80%以上	68.1%
進路決定（就職、進学、復学、職業訓練等）した若者	30%以上	50%以上	43.2%

※表中の「就職等に結びつく方向に変化した若者」「進路決定した若者」は、ともに利用開始から6か月経過時点で、継続的に支援した者を対象としている。

（注1）延べ来所者数は6月の開所から2,497人で、内訳は本人2,212人、保護者213人、その他72人となっている。

次に、2011年度だが、置賜サポステでは2010年度の結果を踏まえ、「就職等に結びつく方向に変化した若者」の割合の目標値のみ「70%以上」に変更し、事業に取り組んでいる。この独自目標の下方修正は、決して消極的と批判されるものではない。例えば、＜表3＞に示すように置賜サポステの登録者の約3割は＜レベル1＞いわゆる、ひきこもり状態である。ひきこもり状態から定期的にサポステに通所できるようになり、＜レベル2＞進路のイメージを抱き、コミュニケーション力の向上等を図る段階に至るのに6か月は決して十分な時間とはいえない。目標値が支援スタッフに必要な以上のプレッシャーとなる逆効果を生まないためにも、意欲的な中でも適正な目標設定が求められるのである。

＜表3：2011年度の新規登録者の登録時の状態（人）＞

相談者のレベル		人数
レベル1	進路についてイメージがなく、興味・関心もないレベル。	21
レベル2	進路について漠然としたイメージを持ち始めた、あるいは興味・関心が出てきたレベル。まだ明確な方向性を持つには至っていない。	15
レベル3	進路についての方向性が見えてきて、情報収集をできるレベル。しかし、進路決定のための行動には移せていない。	17
レベル4	進路への方向性が見えてきた上で、就職や進路決定に向けて具体的に動き始めることができるレベル。ハローワークで求職登録し求職活動を開始する、ジョブトレーニングなどを開始する等。	18

他方、厚労省では、2011年度から「進路決定した若者」に設定目標を絞り、地域のニート数やサポステ事業の受託実績を基準に設定している予算規模に対応させて、45名以上ないし60名以上の人数での設定を求めており、置賜サポステは45名以上となっている。このような人数での目標設定の背景には、2010年6月の『新成長戦略』に関する閣議決定において、2011年から2020年までのサポステ事業で、進路決定者数10万

人を目指す人と人数表記されたことがある⁶⁾。しかし、支援対象者が多くなれば一人ひとりへの十分なケアが難しくなるので一概に大都市のサポステに有利な設定とはいえないが、2段階の人数での目標設定は、地方都市の小規模なサポステの状況を十分に考慮しているとは言い難い。

ただし、厚労省では、2011年度の途中から、6か月经過時点の登録者だけを対象とするのではなく、月毎の全進路決定者数の報告を求めようになった。単年度事業のサポステにおいて、従来のように利用者の登録から6か月经過時点での成果を求めるのはやむを得ないことではあったが、6か月で進路決定できる若者は2009年度で3人に1人(32.8%)であり、あとの2人にはそれ以降も支援は継続されている。サポステは設置数が年々増加し、受託団体で事業から撤退した団体もないことから、前年度以前からの登録者も評価対象としたことは、最終目標の10万人を意識している面があるかもしれないが、現場に則した変更といえる。

さて、以下では2011年度の置賜サポステの支援実績とその成果についてみていく。まず、支援実績は<表4>に示した。年度当初に関しては、次章で詳しく取り上げる移転の他に、東日本大震災の影響として、ガソリン不足による来所困難、会場が福島からの避難所となったことによるサテライト相談の休止の影響もあり、利用者、登録者ともに伸び悩んでいた。しかし、6月以降は、お盆休みや併設のフリースクールの修学旅行に伴う開所日数の少なさに減少が起因する8月を除き、順調に推移している。この背景には、米沢市子ども課やハローワークからの紹介・引継ぎなど、地域ネットワークによる支援が機能し始めたことに加えて、新規登録者が21名と他の月に比べて倍増した11月は、サポステの事業説明のチラシを米沢市内全戸回覧板で広報しており、米沢市との連携も大きい。

<表4：2011年度の支援実績>

月	4	5	6	7	8	9	10	11	合計
延べ利用者数(人)	188	167	236	260	178	227	249	302	1,807
開所1日平均(人)	8.5	8.0	9.4	10.4	11.1	9.5	10.8	12.6	10.0
新規登録者(人)	3	2	12	8	5	8	11	21	70
相談件数(件)	179	164	204	215	166	217	227	293	1,665
アウトリーチ件数(回)	22	17	16	13	10	15	22	19	134
セミナー開催(回)	3	9	10	14	10	13	16	16	91
セミナー延べ参加者(人)	14	62	62	77	57	54	68	58	452

次に、成果については、新規登録から6か月经過時点での進路決定者は27名で、内訳としては就職20名(正社員5名)、職業訓練受講2名、進学5名となっている。また、先述の厚労省が追加報告を求めた6か月经過時点に限定しない2011年度の進路決定者数(すなわち、2011年度4月～11月で、進路決定した登録者数)は44名となっている。

12月以降の降雪期は登録者数の減少や利用頻度の低下が見込まれることから、厚労省設定の進路決定者45名の目標、及び来所者数の独自目標の達成は厳しいかもしれないが、昨年度以上の成果は期待でき、事業は順調に推移しているといえる。

第2章 With 優の2011年度の取組

第1節 置賜サポステの移転と周知

第1章でまとめたように、置賜サポステでは受託初年度の昨年度から着実に支援の成果を挙げてきている。そこでは、前稿で整理したように独自事業を活用した支援プログラムが大きな役割を果たしているのだが、交通の便の悪さなどの課題解決も求められていた。置賜サポステでは、2011年度からの移転で課題解決と事業の発展を図っていることから、本節では移転の目的と意義を確認しておく。

まず立地は、旧施設同様、米沢市郊外なのだが、市街地や米沢駅から小野川温泉に向かう幹線道路沿いであり、初めての来所者にも分かりやすい場所となった。なお、白黒印刷の〈写真1〉では伝わらないが、外壁の塗装色は淡いピンク色で、周辺に見られない建物の外観とともに、認知度の向上に一役買っている⁽⁷⁾。加えて、米沢駅から小野川温泉行きのバス停が近くにあり、自家用車を持たない市外の利用者や、自転車での利用者の降雪期のアクセスが改善されている。

次に、前稿では移転時にアクセスの改善と自然環境の両立を図ることを期待していたが、新施設から徒歩圏の小野川温泉は野性の蛍の保護活動で知られる地域であり、新施設の裏を流れる小川にも蛍が現れる豊かな自然環境である⁽⁸⁾。また、後述するようにサポステの重要なプログラムの1つは職場見学や職場体験であり、観光業の職場が多数ある温泉街が近いことは、活動の充実に向けた契機として期待される。

最後に、移転の主要な目的の1つは、フリースクールの寮設備を設けることであった。〈写真2〉に示したように、常時就寝用の居室として使用する訳ではないが、2階建の建物（旧施設は平屋）となり、室内空間が2倍以上に広がったことでベッド等を設置することができている。また、空間が広がったことに加えて、〈写真1〉に見られるように、1階と2階それぞれに玄関（1階玄関は右手の坂を下ったところにある）があることで、サポステ事業とフリースクール事業の入口の区別ができ、サポステ来所者とフリースクール生徒がお互いを必要以上に気にする（例えば、サポステ利用者の来所でフリースクールの学習が中断する等）こともなくなった。

以上のように置賜サポステの移転は、意義の大きいものであるが、移転も含めた事業の周知は大きな課題でもある。置賜サポステでは、新たなリーフレットやポスターを作成し、行政や協力事業所等約300カ所に掲示するとともに、第1章で述べたように市当局と協力して全戸への告知を行うことでも周知を図っている。サポステ利用者

〈写真1：幹線道路からの外観〉



〈写真2：宿泊施設（2階）〉



の中には、家族の来所や問い合わせが契機となっている者も多いことから、身内や関係者の目にも留まるこのような周知方法は重要であるが、加えて、対象者自身への直接的な周知を図りたいのも確かである。例えば、内閣府の行った調査では、全国の高校中退者のサポステの認知度は僅か6.0%である⁽⁹⁾。同調査では、高校中退者の19.2%が中退後の進路決定に際して「適切な情報を得る方法がわからない」ことに苦勞し、16.4%が「仕事をしていく自信がもてない」中で、4.0%がニート状態にあることも示されている⁽¹⁰⁾。中退者のニートに至るリスクは以前から指摘されており、中退者の多い学校にサポステ等との連携強化、具体的には「顔なじみの関係を形成する」ための分室設置などが提言されていた⁽¹¹⁾。置賜サポステでは、養護教諭を窓口とした連携の他、進路担当教員の定例会議に出席して周知する等、高校と連携強化を図っているが、教員を介した周知であり、対象生徒の在学時から「顔なじみの関係を形成」できるまでには至っていない。ただし、提言にあるような分室設置は置賜規模のサポステでは人員的に不可能である。前稿で取り上げた庄内サポステの取組のように、学校側の依頼に応じた定期的な高校訪問、生徒面談であれば、置賜サポステでも人的に対応可能と思われることから、退学者の多い高校や教育委員会の対応に期待したい。

第2節 置賜サポステの支援プログラム

本節では、置賜サポステの2011年度の支援プログラムを2010年度からの変更点等を中心に整理する。

前稿では、置賜サポステの特徴的な取組として、(1) スポーツ活動、(2) 野外教室、(3) レストラン、(4) 協力事業所での職場体験を挙げた。(1)～(3)がフリースクールでの独自活動を活用したものだが、まず、(1) スポーツ活動は開催日が水曜日から木曜日に変更にはいるが、利用者数は増加傾向にあり、活動として定着している。次に、(2) 野外教室は、サポステ利用者が年下の面倒をみる貴重な機会となっていたのだが、休止となっている。With優が限られたスタッフで運営する中で、野外教室を行うために(3) レストランを第3土曜日は行っていなかったのだが、ジョブトレや地域交流の場としてのレストランに注力していく方針もあり、今年度は毎週レストランを運営するために休止となっている。そのレストランに関しては、移転に伴い7月からの実施となったが、移転前同様、生徒や利用者が育て、収穫した農作物などを用いた生パスタと窯焼きピザを利用者が接客し提供するプログラムを行っている。移転に伴い農地も<写真3>の店内空間(普段はフリースクールの学習空間)も広くなった中で、12月までの25営業日で来店者数750名を目標に取り組んでいる。子ども連れの家族など、地域住民の利用は順調で、リピーターも多い⁽¹²⁾。なお、このレストランのプログラムは、自前のジョブトレとして、利用者に売り上げからアルバイト代を支給しているが、今

<写真3：レストラン(1階)>



年度は売り上げの３割がアルバイト代、１割を東日本大震災への義捐金として取り組んでおり、利用者にとっては社会参加・貢献への活動にもなっている。

最後に、（４）協力事業所での職場体験は全国のサポステで実施されているが、置賜サポステでは、県の補助金により2010年10月以降、アルバイト型のジョブトレ（サポステ利用者が給料を貰いながら行うジョブトレ）も実施している。サポステ事業に対する理解が大きい事業主とスタッフが運営し実施回数も多い‘花屋’、利用者の憧れを尊重しつつも現実の厳しさを知る機会となっている‘美容室’‘ネイルサロン’、地域性を反映した‘鯉屋’など、多様な職種で実施している。就労に向けた支援の最終段階でのプログラムではあるが、体験した利用者の３～４割が一般のアルバイト等の形で当該事業所に就労決定（進路決定）もしており、利用者と事業所の双方に有意義なプログラムとなっている。

このアルバイト型のジョブトレは、職種を問わず時給500円が支給されることもあり、利用者の参加希望も多いのだが、今年度の実施は12月までで約20回（一人ひとりの支援計画に即して実施されるので、各事業所での体験は基本的に1名の利用者での実施）と、決して多くはない。この要因は、県の補助金の額ではなく、利用者の状態にある。アルバイト型の期間としては、殆どが3日以上で、1週間（1日8時間×5日）が最も多いことから、参加者には就労への意識やコミュニケーション能力が一定程度求められる。しかし、前掲の<表3>に示したように利用者の半数以上はジョブトレ以前の支援を必要としており、ジョブトレ段階の利用者であっても、置賜サポステ自前の農作業やレストランでの体験が適当と判断される状態の利用者が多いのである⁽¹³⁾。

第3節 フリースクールのプログラム

前節で取り上げたプログラムの多くがフリースクールのプログラムを活用しており、フリースクールの生徒も参加しているのだが、W i t h 優では、サポステ利用者には提供していないフリースクール単独のプログラムもある。それらのプログラムは、大変魅力的なものが多いことから、本節で3つ取り上げておく。

1つは、移転に伴い設けられた宿泊機能（入浴は小野川温泉を利用）を用いた短期合宿事業である。隔週に2泊3日で実施しており、3名（2名は庄内と村山在住で最寄りに支援機関がなく、W i t h 優には通所困難）が継続利用し、通常のフリースクールのプログラムに加えて、朝夕の炊事を宿直スタッフとともにやっている。本事業は初回体験時のみ県から補助金があり2千円で、継続利用する場合、フリースクール参加費も込みで月額3万4千円（フリースクールの一般の月謝は積立金2千円込みで5万円）の利用者負担がある。本事業については、生活リズムの改善が必要なサポステ利用者への活用を前稿で期待していたが、利用者の費用負担の在り方の問題に加えて、宿直スタッフのやりくり等もあり、まずはフリースクールでの取組を積み重ねていく段階といえる。

もう1つは、従来から実施している修学旅行である。W i t h 優では、夏期3泊4日、冬期1泊2日で年に2回の修学旅行（宿泊を伴う行事は他にも複数回実施）を実施しているのだが、行先や内容は生徒が考える上、旅費も積立金の不足分を農作業や

山菜販売で生徒が自力で賄っている。例えば、2011年度冬季の東京への修学旅行に際しては、収穫から行った山菜販売で7万円強の資金を調達している。生徒の学習や保護者の負担軽減など、素晴らしい効果の見られる本取組は、フリースクールならではのといえる。なお、高校中退者への取組として、就職志向の強い高校での在学中の就業体験の有効性を指摘し、具体的には高校でのアルバイトの単位化の検討を求める提言もあり、修学旅行を契機とするW i t h 優の取組は当該高校にとって示唆に富んでいる⁽¹⁴⁾。

最後に、フリースクールのプログラムではないが、W i t h 優では、2011年度から置賜総合支庁の事業として、生活保護世帯の子どもへの学習支援を行っている。生活保護世帯の親の教育力・意識が低いことや、塾などの費用を賄えないことなどが原因で生活保護世帯の子どもが生活保護を受ける、いわゆる世代間の負の連鎖を断ち切るための事業で、スタッフも事業の趣旨に賛同し、やりがいを感じている。ただし、生活保護世帯は自家用車がない中で山間部居住者も多く、アウトリーチが必要となるために人手がかかる。W i t h 優では、置賜サポステ事業に関わるアウトリーチを自前で行っていることから、来年度以降は当該部分をサポステのアウトリーチ事業として申請し、補助金によるスタッフの増員を図ることが望まれる⁽¹⁵⁾。

第3章 W i t h 優の運営状況

全国110地域のサポステの運営には、財団法人や社会福祉法人、県中小企業団体中央会、学校法人から株式会社まで、多様な団体が携わっているが、半数以上はN P Oである。

そもそも、ひきこもり・ニート支援においては、就労支援だけでなく対象者それぞれの状況に応じて医療的な支援や学習支援など多様な領域の支援が求められることから、縦割りの地方自治体の行政機関では対応しきれず、支援ノウハウや地域との繋がりを持つN P Oの存在が不可欠である。しかし、N P Oに対する社会の認識は確立されておらず、『『N P O＝ボランティア』という認識であってもおかしくはない』状況である⁽¹⁶⁾。本稿執筆中、偶然にも学生から「N P Oの運営する保育施設で働きたいのですが、採用された場合、私の給料はどこから出るのでしょうか」という質問を受けた。東日本大震災の報道等で取り上げられるN P Oの活動は、受益者負担を一切求めない活動が多いことから、N P Oとボランティアの違いが分からないというのがこの質問の背景にはある。N P Oの事業にはボランティアも多く携わるが、N P Oのスタッフは職業として給与を得て働いていること、給与を含めた運営費は、受益者負担を求める独自事業や寄付の他、受益者負担を求めない委託事業（サポステ事業が該当）の交付金で賄われていることはあまり知られていないのである。そこで、本章ではW i t h 優の運営費やスタッフの状況を通して、N P Oによるサポステ運営の実情を考察する。

まず、W i t h 優の独自事業は既に述べているようにフリースクールであり、その中でプログラムとしてレストラン運営等が行われている。2011年12月時点で在校生は12名（短期合宿事業の3名を含む）で、月平均40万円の月謝収入と月平均6～7万円のレストランの収入がある⁽¹⁷⁾。この他に寄付（例えば50名強の支援会員からの1口年

間6千円など）を受けており、2011年度の総収入に占める独自事業の割合は約20%になる見込みである。

逆に見れば、社会からのW i t h 優の「支援サービスの価値、期待値を示した数字」である委託事業の割合は80%となり、第1章で述べたように、W i t h 優はこの高い期待に応える成果を挙げてきている。しかし、委託事業は単年度毎の「予算がなくなればそれで終了せざるを得ない類の事業」であり、また、委託運営費の多くは、年度末等の清算払いのため、「利益計上できないばかりか、借入利息の自己負担などトータルでは赤字になるリスクがかなり高い」ことから、独自事業の安定性・継続性を損ないかねない⁽¹⁸⁾。委託事業では、受益者負担を求めないことによる支援対象者の拡大（事業のやりがい）や、行政からの委託事業による地域での信頼感の向上などのメリットはあるものの、N P O 運営者にかかる負担は少なくないのである。

ただし、単年度事業である不安定性は解消されていないが、＜表5＞に示したようにW i t h 優への最大の委託事業であるサポステ事業では、厚労省で審査の後、年3～4回の概算払い（2011年度は9月に1回目）を受けられるようになっている。銀行からの繋ぎ融資の金利負担はあるものの、W i t h 優が小規模N P O であることに配慮はなされている。

＜表5：W i t h 優への主な交付金＞

名称	提供者	金額 (万円)	備考
サポステ事業	厚労省	1,230	使途の制約に関しては前稿参照のこと
サポステ機能強化事業	山形県	690	‘こころの相談’事業の費用の他では、アルバイト型ジョブトレの費用等、比較的裁量権が認められている。
若者自立支援に係る相談員・カウンセラー派遣事業	山形県	228	2011年度までの緊急雇用支援対策
地域の絆づくり推進事業	山形県	230	7月から開始した短期合宿事業の費用等
青少年育成に関するN P O 助成金	(株) J T	144	多くは施設整備費で、一部は毎月のゴミ拾い活動の経費等
紅花ふれあい基金	山形市社会福祉協議会	50	施設（テラス）整備費

次に、スタッフの待遇についてみていく。W i t h 優には常勤と非常勤合わせて9名のスタッフ（他に学習支援のアルバイト1名）がおり、平均年齢30歳弱の若いスタッフが支援に取り組んでいる。サポステ事業の委託審査基準でもある社会保険には当然加入している中で、平均年収は常勤スタッフで約230万円である。我が国のN P O スタッフの平均給与に関する資料は管見の限りないので、正確性を欠くことを承知の上でウェブ検索をすると、紹介されているN P O スタッフの年収は概ね200万円前後である⁽¹⁹⁾。したがって、W i t h 優のスタッフ待遇は平均水準と思われるが、我が国の25～29歳の平均収入は336万円であり、単年度の委託事業の収入が80%を占める不安定さもあり、厳しい状況である⁽²⁰⁾。各種の政策や報道を見ても若者支援の必要性

への認識は社会に浸透しつつあるが、未だに「自己犠牲的な感情労働に支えられる分野」と言わざるを得ないのである⁽²¹⁾。

おわりに

本稿の目的は、置賜サポステの成果、独自事業も含めた現在の取組、W i t h 優の運営状況を整理、分析することであった。

まず、成果に関しては、2010年度、独自目標は下回ったものの、厚労省設定の目標は大きく上回っており、フリースクールで培われた個別の丁寧な援助や独自のプログラムが初年度から機能していたことを示している。2011年度は、厚労省が実数目標を設定したことで、小規模な置賜サポステには厳しい状況ではあるが、他機関からの紹介・引継ぎや市の広報など、若者支援ネットワークが機能し始めており、前年度以上の成果が期待される。

次に、現在の取組に関しては、2011年度からの移転がアクセスや活動空間の向上に繋がる中で、自前のジョブトレの場であり、W i t h 優が地域に根差す象徴にもなっているレストランなどのプログラムは順調に実施されている。また、フリースクールでの短期宿泊事業や生活保護世帯への支援など、新たに豊かな若者支援の取組が実践されている。ただし、半数以上を占めるアルバイト型ジョブトレ段階前の状況にある利用者向けのプログラムの充実や、スタッフの負担軽減などは課題といえる。

最後に、W i t h 優の運営状況に関しては、総収入に占める委託事業の割合の高さとスタッフ待遇の厳しさを指摘した。サポステ事業に関しては、2010年度の来所1回あたりのコストが、5,421円（執行額／来所者数）となっていることから、委託費単価の精査も求められており、運営環境は厳しくなることが見込まれる⁽²²⁾。この点に関して、公設民営事業というサポステの性質上、成果を通した事業の継続審査は不可欠であるが、政府が10年後の2020年までサポステ事業の継続を打ち出していること、加えて、交付金は予算編成に応じて単年度というイメージは強いが、例えば、文科省による高等教育機関の特色ある取組に対する競争的資金による支援の期間は3年間であることから、サポステの運営環境を少しでも改善するために、委託期間の延長を検討する余地はある。

なお、置賜サポステでは、新規就農者による農園経営事業と連携し、農作業体験の充実、収穫物のレストランへの活用や加工品販売などを検討している等、若者支援のプログラムを充実、多様化させつつ、運営基盤の強化も構想されている。本稿でサポステ事業の制度の改善を提起したことは、このようなW i t h 優の自助努力を軽視しているからではなく、寄付文化の乏しい我が国におけるNPOへの行政を介した社会全体での支援を望んでいるからである。

脚注

- (1) 拙稿「山形県内の地域若者サポートステーションにおける取組の意義と今後の課題」『東北文教大学研究紀要』第1巻、2011年、11～24頁。なお、サポステ

とは、地方公共団体の推薦等に基づき、厚労省が委託した団体が、社会的自立に向けて課題を抱える若者（概ね15～39歳）に対して様々な支援を行う機関である。

- (2) 厚生労働省『平成23年版厚生労働白書』205～206頁。
- (3) 2010年度は庄内と置賜の2カ所体制で、県内4地域（庄内・最上・村山・置賜）では、庄内サポステが最上を担い、山形市を含む村山はサポステ空白地域（サポステ以外の支援機関が他地域に比べて多い地域ではあるが）であった。
- (4) 本稿を執筆するにあたり、2011年12月20日に置賜サポステを訪問し、施設見学と白石統括コーディネーターへのインタビュー調査を行った。なお、訪問日は天候が悪く、本稿掲載の写真は後日、白石氏より提供いただいたものを使用している。
- (5) 厚生労働省の目標設定値に関しては、平成22年度と23年度の「『地域若者サポートステーション事業』に係る企画書作成のための仕様書」より。
- (6) 平成22年6月18日閣議決定『新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～』31頁。
- (7) 新施設は貸借物件であるが、ペンキ屋を営む所有者の厚意で開所時に塗装された。また、降雪量の多い地域柄、除雪は事業運営の大きな負担になるのだが、これも所有者が担う等、With優の事業への理解は深い。With優の白石氏と所有者は紹介を通して知り合っており、NPOやサポステの運営が地域に根差すことの重要性を示している。
- (8) 小野川温泉HPでも「最上川の源流ホテルの里」として地域を紹介している。
(<http://www.chuokai-yamagata.or.jp/onogawa/html/onsen03.htm>：2011年12月24日アクセス)
- (9) 内閣府『若者の意識に関する調査（高等学校中途退学者の意識に関する調査）報告書（解説版）』平成23年3月、20頁。因みに、同調査での高卒認定試験の認知度は64.2%である。
- (10) 同上資料、内閣府『若者の意識に関する調査報告書』5・15頁。
- (11) 子ども・若者支援地域協議会運営方策に関する検討会議『社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への総合的な支援を社会全体で重層的に実施するために』内閣府、平成22年7月、9頁。
- (12) 筆者は2011年11月第4土曜日にレストランを訪問した。旧施設でのレストランにおいてもジョブトレをしていた若者が今回も接客を担当してくれた。多少のぎこちなさは残るものの、仕事のスムーズさや接客における気配りなど、一層の成長を感じる事ができた。
- (13) アルバイト型の実施は、毎週開催されているスタッフ会議の判断に基づいており、<表3>の利用者レベルで一律に区切られてはいない。なお、‘雪掃き’等の一般のアルバイトに利用者が参加する場合もあるが、その場合は県の補助事業ではないので、賃金も一律ではない。
- (14) 前掲資料、内閣府『若者の意識に関する調査報告書』35～36頁。
- (15) 生活保護世帯に関して、政府は「失業をリスクに終わらせることなく、新たな職業能力や技術を身につけるチャンスに変える社会を構築する」との理念の下、生活保護制度とは異なる、生活保障の10万円給付と職業訓練をセットにした第

2のセーフティネット、求職者支援制度を2011年10月から実施している。生活保障のネットに職業訓練のトランポリンを組み合わせることで、生活保護というネットに止まることなく就労復帰することへの支援は、我が国の財政的にみても不可欠の施策である。しかし、一般に指摘されている給付額の減額を伴う職業訓練を受給者が望まないという問題点に加えて、職業訓練を受けられる状態にない受給者もいる。置賜サポステ利用者でも、生活保護受給者が増加傾向にあるのだが、職業訓練以前の支援を必要とする利用者であり、サポステ事業が求職者支援制度の課題を補う形で機能しているといえる。

- (16) 工藤啓『NPOで働く』東洋経済新聞社、2011年、27頁。
- (17) 短期宿泊事業の生徒は3万4千円／月、一般の生徒は5万円／月の月謝を設定しているが、金額は一律ではなく、利用頻度に応じて徴収している。
- (18) 前掲書、工藤『NPOで働く』39頁。なお、複数のサポステ運営に携わるNPO法人育て上げネットでも約60%と過半数を占めている。同書、31頁。
- (19) 例えば、NPOスタッフが自らの年収を紹介しているブログがある。(http://wachakan.blog155.fc2.com/blog-entry-361.html：2011年12月24日アクセス)
- (20) 国税庁『平成22年分民間給与実態統計調査－調査結果報告－』平成23年9月、16頁。
- (21) 前掲書、工藤『NPOで働く』88頁。
- (22) 前掲資料、厚生労働省「行政事業レビューシート事業番号818」。なお、来所1回あたりのコストから委託費見直しの提言がなされているが、本質的には、進路決定者に伴う税金による支援者の減少と納税見込み額等を検証した費用対効果が用いられることが望ましいと考える。